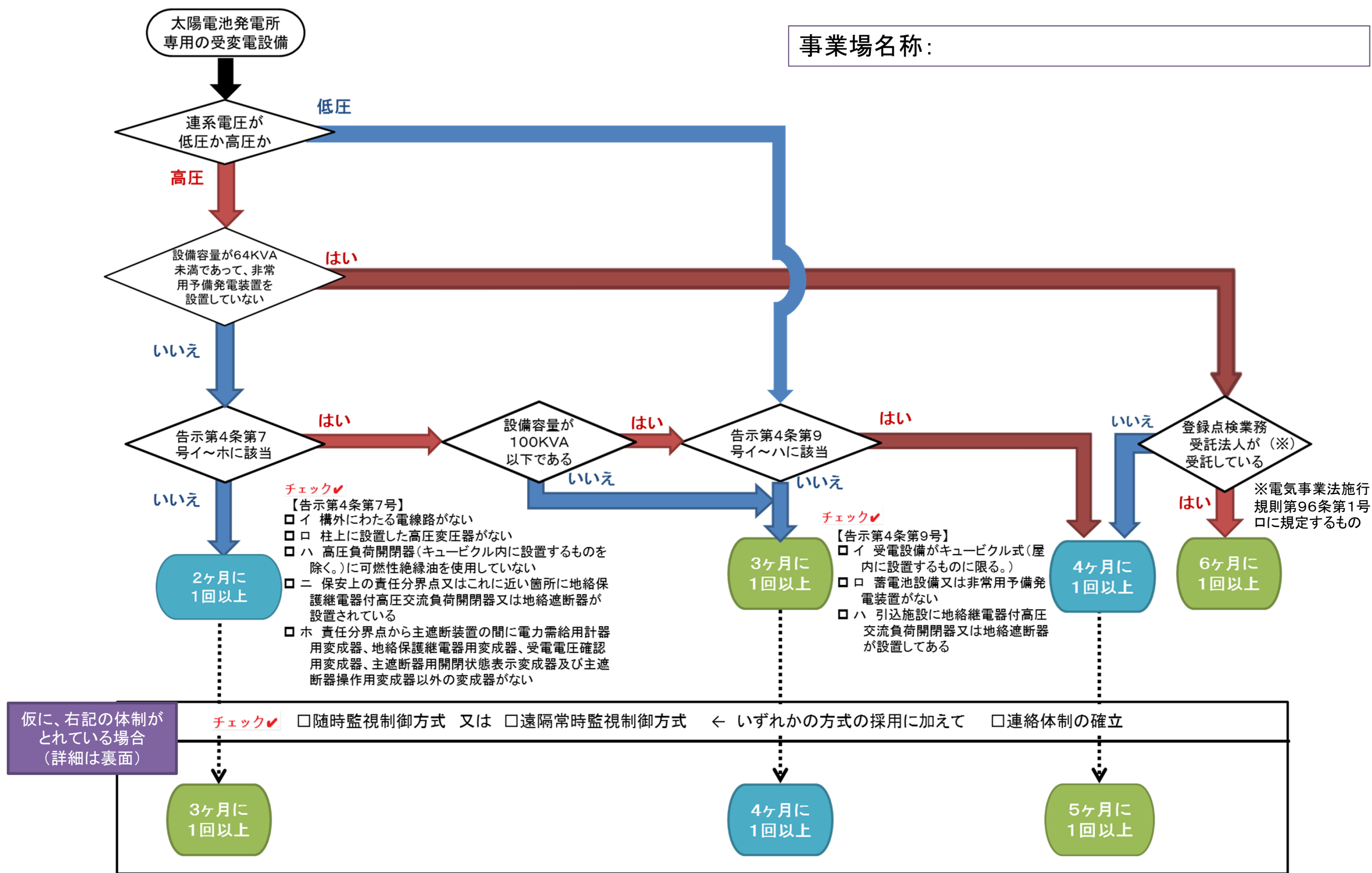


(別添)点検頻度確認フロー

※当該フロー図における「告示」とは平成15年度経済産業省告示第249号を指す。



※ 保安規程変更届の提出と併せて、当該フロー図の写しもご提出下さい。
その際、どの点検頻度にあたるのかがわかるように、点検頻度の項目を囲って下さい。

(例)

2ヶ月に
1回以上

監視制御方式のうち、周期の延伸が認められる方式とは(抜粋)

1-①. 随時監視制御方式

【参考:電気設備に関する技術基準の解釈 第47条第1項第3号】

チェック✓

- イ 技術員が、必要に応じて発電所に出向き、運転状態の監視又は制御その他必要な措置を行うものであること。
- ロ 次の場合に、技術員へ警報する装置を施設すること。
 - (イ) 発電所内(屋外であって、変電所若しくは開閉所又はこれらに準ずる機能を有する設備を施設する場所を除く。)で火災が発生した場合。
 - (ハ) ガス絶縁機器(圧力の低下により絶縁破壊等を生じるおそれのないものを除く。)の絶縁ガスの圧力が著しく低下した場合。
- (二) 下記「2. 両監視制御方式に対する共通項目」において、それぞれ規定する、発電所の種類に応じ警報を要する場合。
- ハ 発電所の出力が2,000kW未満の場合においては、ロの規定における技術員への警報を、技術員に連絡するための補助員への警報とすることができる。

1-②. 遠隔常時監視制御方式

【参考:電気設備に関する技術基準の解釈 第47条第1項第4号】

チェック✓

- イ 技術員が、制御所に常時駐在し、発電所の運転状態の監視及び制御を遠隔で行うものであること
- ロ 次の場合に、制御所へ警報する装置を施設すること。
 - (イ) 発電所内(屋外であって、変電所若しくは開閉所又はこれらに準ずる機能を有する設備を施設する場所を除く。)で火災が発生した場合。
 - (ロ) 他冷式(変圧器の巻線及び鉄心を直接冷却するため封入した冷媒を強制循環させる冷却方式をいう。以下、この条において同じ。)の特別高圧用変圧器の冷却装置が故障した場合又は温度が著しく上昇した場合。
 - (ハ) ガス絶縁機器(圧力の低下により絶縁破壊等を生じるおそれのないものを除く。)の絶縁ガスの圧力が著しく低下した場合。
- (二) 下記「2. 両監視制御方式に対する共通項目」において、それぞれ規定する、発電所の種類に応じ警報を要する場合。
- ハ 制御所には、次に掲げる装置を施設すること。
 - (イ) 発電所の運転及び停止を、監視及び操作する装置。



2. 両監視制御方式に対する共通項目

【参考:電気設備に関する技術基準の解釈 第47条第5項第2号及び第3項】

チェック✓

- イ 「1-①. 随時監視制御方式」または「1-②. 遠隔常時監視制御方式」のそれぞれロ(二)の規定における「発電所の種類に応じ警報を要する場合」は、次によること。
- (イ) 逆変換装置の運転が異常により自動停止した場合。
- (ロ) 運転操作に必要な遮断器(当該遮断器の遮断により逆変換装置の運転が自動停止するものを除く。)が異常により自動的に遮断した場合(遮断器が自動的に再閉路した場合を除く。)
- ロ 「1-①. 随時監視制御方式」または「1-②. 遠隔常時監視制御方式」のそれぞれロ(ハ)に掲げる場合に、当該設備を電路から自動的に遮断するとともに、逆変換装置の運転を自動停止する装置を施設するときは、「1-①. 随時監視制御方式」または「1-②. 遠隔常時監視制御方式」のそれぞれロ(ハ)に掲げる場合に警報する装置を施設しないことができる。

連絡体制の確立

チェック✓

- 太陽電池発電所の設置者が、「1-①. 随時監視制御方式」または「1-②. 遠隔常時監視制御方式」のそれぞれロ(イ)から(二)までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者等に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常に対応することができるようにする体制を有すること。